

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、入院・通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。

対象

18歳未満で、小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等

18歳到達時点で本事業の対象であり、引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の方も対象となります。

対象疾病 小児慢性特定疾病情報センターホームページで確認できます。

てんかん発作が主症状の病気としては、ウエスト症候群、大田原症候群、結節性硬化症、レノックス・ガストー症候群等があります。認定基準に該当するかどうかは主治医にご相談ください。

自己負担額

- 公的医療保険の自己負担額が2割(外来・入院)になります。
- 保護者の所得や児童等の状態によって、自己負担上限額が設定されます。
- 認定された対象疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療費が対象です。
- 入院時の食費の助成があります。

階層区分	年収の目安(夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症*	人口呼吸器等装着者
I	生活保護等		0円		
II	市町村民税 非課税	低所得I(～約80万円)	1,250円		500円
III		低所得II(～約200万円)	2,500円		
IV	一般所得I(～市町村民税7.1万円未満、～約430万円)		5,000円	2,500円	
V	一般所得II(～市町村民税25.1万円未満、～約850万円)		10,000円	5,000円	
VI	上位所得(市町村民税25.1万円以上、約850万円～)		15,000円	10,000円	
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症:①高額な医療費が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保健の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)

②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当

受診する医療機関等について

全国の指定小児慢性特定疾病医療機関(病院・薬局・訪問看護ステーション)

申請先

住所地を管轄する保健所、中核市(長崎市、佐世保市)にお住まいの方は市の担当窓口へ申請してください。

- 医療機関で医療意見を記入してもらう必要があります。
- 重症患者に該当する場合は重症患者認定申告書、人工呼吸器装着者に該当する場合は人工呼吸器等装着者証明書が必要です。
- 2022年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、本制度では18歳以上を成年患者としています。成年患者は本人名義で手続きする必要があります。

有効期限

新規申請の場合、原則、保健所が申請を受け付けた日から次にくる7月31日までです。

日常生活用具給付

日常生活の便宜を図ることを目的に、頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)等の用具を給付しています。

対象となる用具と対象者は小児慢性特定疾病情報センターホームページで確認できます。

